

遊佐町総合型スポーツ文化クラブ「遊's」慶弔見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、遊佐町総合型スポーツ文化クラブ「遊's」(以下「クラブ」とする。)の会員および役員に慶弔のあったときの慶弔金および見舞金の支給について定めたものである。

(支給範囲)

第2条 慶弔金および見舞金を支給する場合は以下の各号のとおりとする。

- ①本人の死亡(弔慰金)
- ②本人の住居が被災したとき(被災見舞金)
- ③その他必要と認められたとき

(届出義務)

第3条 会員または役員がこの規程により慶弔金または見舞金を受けようとするときは、クラブの事務局に報告し、理事会での協議により決定する。

(弔慰金)

第4条 会員または役員が死亡した場合は、弔慰金として10,000円をその家族に支給する。

(被災見舞金)

第5条 会員または役員の住居が被災した場合は、見舞金として10,000円を支給する。

(その他の慶弔見舞金)

第6条 前各条に定めのないものでも、状況により会長が支給の必要があると認めた場合には、慶弔見舞金を支給することがある。

(重複支給の禁止)

第7条 同一世帯の2名以上の会員または役員がいる場合、慶弔見舞金支給にかかる事由が発生しても原則として重複して支給はしない。

(変更)

第8条 この規程は、クラブの理事会の決議より変更することができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、慶弔見舞金の支給に関し必要な事項は、理事会での協議により定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。